

亀岡市上下水道部公告第 5 号

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 26 日

亀岡市長 桂 川 孝 裕



1 業務概要

(1)業務番号及び業務名称

年委第 8-1 号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

(2)目的

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者の創意工夫を促し、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

(3)業務場所

公共下水道処理区域

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・亀岡市年谷浄化センター | (亀岡市三宅町八田1番地) |
| ・西つつじヶ丘污水中継ポンプ場 | (亀岡市西つつじヶ丘霧島台地内) |
| ・見晴污水中継ポンプ場 | (亀岡市篠町見晴地内) |
| ・マンホールポンプ場 | (80箇所)※ |

農業集落排水施設等区域

- | | |
|------------|----------------------|
| ・半国浄化センター | (亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2) |
| ・犬甘野浄化センター | (亀岡市西別院町犬甘野八反田34番地) |
| ・小泉浄化センター | (亀岡市東別院町小泉釜越1番地) |
| ・保津浄化センター | (亀岡市保津町三ノ坪128番地) |
| ・本梅浄化センター | (亀岡市本梅町中野南田9番地2) |
| ・宮前浄化センター | (亀岡市宮前町宮川六反田102番地) |
| ・川東浄化センター | (亀岡市河原林町勝林島岩渕104番地) |
| ・マンホールポンプ場 | (167箇所)※ |

※マンホールポンプ場については履行期間中に増減する場合がある。

(4)履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (3年間)

(5)見積限度額

1,039,797,000 円 (3年間総額)(消費税及び地方消費税を含む)

(6)業務の内容

本業務は、亀岡市年谷浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設(公共終末処理場・污水中継ポンプ場・マンホールポンプ)の運転管理、保守点検、水質試験薬品等のユーティリティの調達、一部の修繕業務及び農業集落排水施設等区域内の処理施設とマンホールポンプの緊急対応等に関する業務を行うものである。

ア 公共下水道区域に係る業務内容

- ・年谷浄化センターの下水処理設備の運転監視及び維持管理業務
- ・中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理及び点検業務
- ・ユーティリティーの調達(指定消耗品及び処理薬品等)
- ・小修繕業務(50 万円未満/件)

イ 農業集落排水施設等区域に係る業務内容

- ・処理施設における、故障等発生時の緊急対応業務
- ・マンホールポンプ場における、異常発生時の緊急対応業務
- ・水質試験業務
- ・その他業務(設備点検等)

2 その他

詳細は亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。